

高度利用地区（赤羽一丁目第一地区）の都市計画変更

第一種市街地再開発事業により、赤羽駅周辺市街地の防災性の向上と、区の「にぎわいの拠点」にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区（赤羽一丁目第一地区）の都市計画を変更しました。

今後、建築等の際には、変更した都市計画の内容に適合させる必要があります。

高度利用地区(赤羽一丁目第一地区)の都市計画の変更概要 <告示> 令和2年8月17日〔北区決定〕

東京都市計画高度地区					
番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	北区赤羽一丁目地内	指定なし	高度利用地区 (赤羽一丁目第一地区)	約0.5ha	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

(理由)市街地再開発事業の実施に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

お問い合わせ先

・北区まちづくり部まちづくり推進課（第一庁舎7階5番）電話（3908）9154

高度利用地区（赤羽一丁目第一地区）の都市計画の内容

種類 (地区名・ 区分)	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（注1）	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（注2）	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限（注3）	備考
高度利用地区 (赤羽一丁目第一地区)	約 0.5ha	80/10	20/10	5/10	200 m ²	2m	赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業施行区域
	<p>(注1) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の特例</p> <p>(1) 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度 敷地内に設ける道路境界線から2mを超える位置に設ける広場等の空地面積（地区計画に関する都市計画決定に定める地区施設に限る。）の合計が敷地面積の10分の3未満である建築物にあっては、10分の20を減じる。</p> <p>(2) 地上部及び建築物上の緑化率による限度 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年12月22日条例第216号）及び同施行規則（平成13年3月16日規則第39号）に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が、35%未満である建築物にあっては、10分の1を減じる。</p> <p>(注2) 建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、10分の2を加えた数値とする。</p> <p>(注3) 落下防止のための庇及びこれを支える柱並びに敷地境界線に沿って設けられる門、塀その他これらに類するものを除く。</p>						

東京都市計画高度利用地区
赤羽一丁目第一地区

計画図 1 区域図

[北区決定]

[参考]

<告示>令和2年8月17日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日

東京都市計画高度利用地区

赤羽一丁目第一地区

計画図 2 壁面の位置の制限

[北区決定]

[参考]

<告示>令和2年8月17日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日